

企業年金基金規約

三菱UFJニコス企業年金基金

令和2年7月1日

目 次

第1章	通則
第2章	代議員及び代議員会
第3章	役員及び職員
第4章	加入者
第5章	基準給与及び標準給与
第6章	給付
第1節	給付の通則
第2節	老齢給付金
第3節	脱退一時金
第4節	遺族給付金
第7章	掛金
第8章	積立金の積立て
第9章	積立金の運用及び業務の委託
第10章	解散及び清算
第10章の2	年金通算
第11章	雑則
附 則	

三菱UFJニコス企業年金基金規約

第1章 通 則

(目的)

第1条 この企業年金基金（以下「基金」という。）は、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号。以下「法」という。）に基づき、基金の加入者等の老齢、死亡又は脱退について給付を行い、もって加入者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この基金は、三菱UFJニコス企業年金基金という。

(事務所)

第3条 この基金の事務所は、次の場所に置く。

東京都文京区本郷3丁目33番5号

(実施事業所の名称及び所在地)

第4条 基金の実施事業所の名称及び所在地は、別表第1のとおりとする。

(公告の方法)

第5条 この基金において公告しなければならない事項は、この基金の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。

2 確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号。以下「令」という。）第8条、第9条、第53条の2、第58条、第59条及び第63条第2項の規定に基づく公告は、前項の規定によるほか、官報に掲載して行う。

第2章 代議員及び代議員会

(代議員及び代議員会)

第6条 この基金に代議員会を置く。

2 代議員会は、代議員をもって組織する。

(定数)

第7条 この基金の代議員の定数は、18人とし、その半数は、実施事業所の事業主(以下「事業主」という。)において事業主(その代理人を含む。)及び実施事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入者において互選する。

(任期)

第8条 代議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、互選又は選定の日から起算する。ただし、互選又は選定が代議員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(互選代議員の選挙区)

第9条 加入者において互選する代議員(以下「互選代議員」という。)の選挙区は、全実施事業所を通じて1選挙区とする。

(互選代議員の選挙期日)

第10条 互選代議員の任期満了による選挙は、互選代議員の任期が終わる日の前30日以内に行う。ただし、特別の事情がある場合には、互選代議員の任期が終わる日の後15日以内に行うことができる。

2 互選代議員に欠員を生じたときに行う補欠選挙の期日については、前項の規定を準用する。

3 前2項の規定による選挙の期日は、少なくとも20日前に公告しなければならない。

4 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(互選代議員の選挙の方法)

第11条 互選代議員は、単記無記名投票により選挙する。ただし、代議員候補者の数が選挙すべき代議員の数を超えない場合は、この限りでない。

2 前項の投票は、加入者1人について1票とする。

(当選人)

第12条 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって順次当選人とする。ただし、互選代議員の数をもちて有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、同項ただし書の互選代議員候補者をもって当選人とする。

3 理事長は、当選人が決ったときは、当選人の氏名及び所属する実施事業所の名称を公告しなければならない。

4 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(互選代議員の選挙執行規程)

第13条 この規約に定めるもののほか、互選代議員の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(選定代議員の選定)

第14条 事業主において選定する代議員(以下「選定代議員」という。)の任期満了による選定は、互選代議員の選挙の日に行う。

2 選定代議員に欠員を生じたときは、事業主は、すみやかに補欠の選定代議員を選定しなければならない。

3 前2項の規定による選定は、事業主が、事業主(その代理人を含む。)及び実施事業所に使用される者の中から、合議によって行うものとする。

4 事業主は、選定代議員を選定したときは、選定代議員の氏名及び所属する実施事業所の名称を文書で理事長に通知しなければならない。

5 前項の通知があったときは、理事長は、直ちに通知のあった事項を公告しなければならない。

6 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(通常代議員会)

第15条 通常代議員会は、毎年2月及び7月に招集する。

(臨時代議員会)

第16条 理事長は必要があるときは、いつでも臨時代議員会を招集することができる。

2 理事長は、代議員の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を提出して代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

(代議員会の招集手続)

第17条 理事長は、代議員会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付するほか、これらの事項を公告しなければならない。

2 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(定足数)

第18条 代議員会は、代議員の定数(第20条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。)の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

(代議員会の議事)

第 19 条 代議員会の議事は、法令及びこの規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

2 規約の変更（確定給付企業年金法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 22 号。以下「規則」という。）第 15 条各号に掲げる事項に係るものを除く。）の議事は、代議員の定数の 3 分の 2 以上の多数で決する。

3 代議員会においては、第 17 条の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した代議員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りでない。

(代議員の除斥)

第 20 条 代議員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、代議員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

(代理)

第 21 条 代議員会の代理出席は、選定代議員にあっては代議員会に出席する他の選定代議員によって、互選代議員にあっては代議員会に出席する他の互選代議員によって行うものとする。

2 前項の規定による代理人は、5 人以上の代議員を代理することができない。

(代議員会の議決事項)

第 22 条 次の各号に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員解任
- (3) 毎事業年度の予算
- (4) 毎事業年度の事業報告及び決算
- (5) 借入金の借入れ
- (6) その他重要な事項

(会議録)

第 23 条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 代議員の定数
- (3) 出席した代議員の氏名及び第 21 条の規定により代理された代議員の氏名
- (4) 議事の経過の要領
- (5) 議決した事項及び可否の数
- (6) その他必要な事項

- 2 会議録には、議長及び代議員会において定めた2人以上の代議員が署名しなければならない。
- 3 基金は、会議録を基金の事務所に備えつけておかなければならない。
- 4 加入者又は加入者であった者は、この基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(代議員会の会議規則)

第24条 この規約に定めるもののほか、代議員会の運営に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

第3章 役員及び職員

(役員)

第25条 この基金に、役員として理事及び監事を置く。

(役員の数及び選任)

第26条 理事の定数は、8人とし、その半数は選定代議員において、他の半数は互選代議員において、それぞれ互選する。

- 2 理事のうち1人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから、理事が選挙する。
- 3 理事のうち1人を常務理事とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
- 4 理事のうち1人を給付に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事（以下「運用執行理事」という。）とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
- 5 監事は、代議員会において、選定代議員及び互選代議員のうちから、それぞれ1人を選挙する。

(役員任期)

第27条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
- 3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

(役員解任)

第28条 役員が次の各号の一に該当する場合には、代議員会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、代議員会の前には弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- (3) 理事にあつては、第37条の規定に違反したとき

(役員選挙執行規程)

第29条 この規約に定めるもののほか、理事、監事及び理事長の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事会の構成)

第30条 この基金に理事会を置き、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第31条 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、その議長となる。

- 2 理事長は、理事の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、理事に対して、会議の付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付しなければならない。

(理事会の付議事項)

第32条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 代議員会の招集及び代議員会に提出する議案
- (2) 令第12条第4項による理事長の専決処分
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 常務理事及び運用執行理事の選任及び解任

(理事会の議事)

第33条 理事会は、理事の定数の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 3 理事会に出席することのできない理事は、第31条第3項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権を行使することができる。

(理事会の会議録)

第34条 理事会の会議録については、第23条第1項から第3項までの規定を準用する。

(役員職務)

第35条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理するとともに、理事会において決定する事項以外の事項について決定を行う。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理する。
- 3 運用執行理事は、理事長を補佐し、積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行する。
- 4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。
- 5 監事は、この基金の業務を監査するほか、法第23条の規定により理事長が代表権を有しない事項について、監事2名がこの基金を代表する。
- 6 監事が行う監査に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事の義務及び損害賠償責任)

第 36 条 理事は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣又は地方厚生局長の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は、積立金の管理及び運用に関する基金の業務についてその任務を怠ったときは、基金に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止行為)

第 37 条 理事は、自己又はこの基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の管理及び運用の適正を害する行為をしてはならない。

(職 員)

第 38 条 この基金に必要な職員を置き、理事長が任免する。

2 前項に定めるもののほか、職員の給与、旅費、その他職員に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 加入者

(加入者)

第39条 基金の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者（法第2条第3項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。）のうち、社員就業規則（令和2年7月1日現在において効力を有する実施事業所の社員就業規則をいう。以下同じ。）第2条に規定する社員（以下「社員」という。）とする。

(資格取得の時期)

第40条 社員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に、加入者の資格を取得する。

- (1) 基金の実施事業所に使用されるに至った日（当該使用されるに至った日において社員でない場合にあっては社員となった日。以下同じ。）
- (2) 社員就業規則第16条第1号及び第4号に規定する休職並びに令和2年7月1日現在において効力を有する実施事業所の育児介護規程第2条に規定する休業（以下「休職」という。）の期間が終了した日の翌日。

(資格喪失の時期)

第41条 社員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に、加入者の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 実施事業所に使用されなくなったとき
- (3) 社員でなくなったとき
- (4) その使用される事業所が、実施事業所でなくなったとき
- (5) 加入者が満60歳に達したとき
- (6) 休職となったとき

(加入者期間の計算)

第42条 加入者期間は、実施事業所に使用されるに至った日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月までの期間とする。

2 前条第6号に該当し加入者の資格を喪失した後に、第40条第2号の規定により再びこの制度の加入者の資格を取得した者（以下「再加入者」という。）については、次に掲げる者を除き、前後の加入者期間を合算するものとする。

- (1) 再加入者となる前の加入者期間に係る脱退一時金の全部を支給された者
- (2) 再加入者となる前の加入者期間に係る老齢給付金の全部を支給された者
- (3) 再加入者となる前の加入者期間に係る脱退一時金の額に相当する額（以下「脱退一時金相当額」という。）が第92条の3から第92条の6までのいずれかの規定に基づき移換された者

第5章 基準給与及び標準給与

(基準給与)

第43条 基金の給付の額の算定の基礎となる基準給与は、退職金規程（令和2年7月1日現在効力を有する実施事業所の退職金規程をいう。）第12条及び第14条に規定する職務ポイント及び職能ポイント（以下「職務ポイント及び職能ポイント」という。）の各年の累計に、ポイント単価及び0.7を乗じて得た額とする。

2 前項のポイント単価は、1,000円とする。

(標準給与)

第44条 基金の掛金の算定の基礎となる標準給与は、毎年4月1日現在における職務ポイント及び職能ポイントにポイント単価を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、新たに加入者となった者の標準給与は、加入者の資格を取得した日の職務ポイント及び職能ポイントにポイント単価を乗じて得た額とする。

3 前2項のポイント単価は、1,000円とする。

第6章 給付

第1節 給付の通則

(給付の種類)

第45条 基金による給付は、次のとおりとする。

- (1) 老齢給付金
- (2) 脱退一時金
- (3) 遺族給付金

(裁定)

第46条 給付を受ける権利（以下「受給権」という。）は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、基金が裁定する。

- 2 基金は、前項の規定による裁定の内容に基づき、その請求をした者に給付の支給を行う。
- 3 受給権者は、第1項の裁定の請求を行う場合は、裁定の請求の書類に生年月日に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）の証明書又は戸籍の抄本その他生年月日を証する書類を添付して基金に提出しなければならない。
- 4 遺族給付金の請求に当たっては、裁定の請求の書類に次の各号に掲げる書類を添付して基金に提出しなければならない。

- (1) 請求者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子（給付対象者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、当該子を含む。以下同じ。）、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の場合

死亡した者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した者と死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類）その他当該事実を証する書類

- (2) 請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族の場合

請求者が死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

- 5 第52条に規定する未支給の給付の請求にあたっては、その請求者は、裁定の請求の書類に次の各号に定める書類を添付して基金に提出しなければならない。ただし、死亡した受給権者が死亡前に給付の請求をしていなかった場合は、第3項に定める請求書を併せて提出しなければならない。

- (1) 請求者が配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の場合

死亡した者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した者と死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情であった者であるときは、その事実を証する書類）その他当該事実を証する書類

(2) 請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族の場合

請求者が死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

6 第 58 条第 1 項ただし書きの規定により、年金に代えて一時金の支給を受けようとする場合、当該受給権者は、同項各号に規定する特別な事情があることを証する書類を提出しなければならない。

(第 1 標準年金額及び第 2 標準年金額)

第 47 条 第 1 標準年金額は、基準給与の額に加入者の資格を喪失したときの加入者期間及び退職事由に応じ別表第 2 に定める率を乗じて得た額に加入者の資格を喪失したときの年齢に応じ別表第 3 に規定する率を乗じて得た額を 17. 2756 (予定利率 1. 5% で得られる全期間保証付 20 年有期年金の年金現価率。ただし、下限予定利率 (規則第 43 条第 2 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める率のうち、規則第 26 条第 3 項第 1 号に規定する最も低い下限予定利率とする。以下同じ。) が 1. 5% を上回る場合にあっては、下限予定利率に応じ別表第 4 に定める率とする。) で除して得た額とする。

2 第 2 標準年金額は、基準給与の額に加入者の資格を喪失したときの加入者期間及び退職事由に応じ別表第 2 に定める率を乗じて得た額に加入者の資格を喪失したときの年齢に応じ別表第 3 に規定する率を乗じて得た額を 9. 2797 (予定利率 1. 5% で得られる全期間保証付 10 年有期年金の年金現価率。ただし、下限予定利率が 1. 5% を上回る場合にあっては、下限予定利率に応じ別表第 5 に定める率とする。) で除して得た額とする。

3 第 62 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の選択割合を選択して脱退一時金の支給を受けた者が、60 歳に達したときの第 1 標準年金額は、第 1 項の規定により計算された額に 100% から当該選択割合を控除して得た率を乗じて得た額とし、第 2 標準年金額は、前項の規定により計算された額に 100% から当該選択割合を控除して得た率を乗じて得た額とする。

4 年金に代えて支給する一時金の額及び一時金として支給する遺族給付金の額の計算に使用する第 1 標準年金額及び第 2 標準年金額は、第 1 項及び第 2 項の下限予定利率を 1. 5% で計算した額とする。

5 退職事由は、社員就業規則第 22 条に規定する退職事由とする。

(端数処理)

第 48 条 給付のうち年金として支給されるもの (以下「年金給付」という。) の月額に 100 円未満の端数が生じた場合は、これを 100 円に切り上げ、給付のうち一時金として支給されるもの (以下「一時金給付」という。) の額に 1, 000 円未満の端数が生じた場合は、これを 1, 000 円に切り上げる。

(支給期間)

第 49 条 年金給付の支給は、その支給要件を満たした日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

(支払日及び支払方法)

第 50 条 年金給付の支払日は、次の表に掲げる区分に従い、同表に定める支払期月の各 1 日（1 日が金融機関の非営業日である場合は翌営業日とする。）に、それぞれその前月分までを支払う。

金額	15 万円以上	10 万円以上 15 万円未満	5 万円以上 10 万円未満	5 万円未満
支払 期月	2 月、4 月 6 月、8 月 10 月、12 月	2 月、6 月 10 月	6 月、12 月	4 月

- 2 一時金給付は、請求手続終了後 1 ヶ月以内に支払う。
- 3 前 2 項の給付の支払は、あらかじめ加入者、加入者であった者又はその遺族が指定した金融機関の口座に、基金から振り込むことにより行う。

(給付の制限)

第 51 条 故意の犯罪行為により給付対象者を死亡させた者及び給付対象者の死亡前に、その者の死亡によって遺族給付金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者については、遺族給付金を支給しない。

- 2 受給権者が、正当な理由がなくて法第 98 条の規定による書類その他物件の提出の求めに応じない場合は、給付の全部又は一部を行わない。
- 3 加入者又は加入者であった者が、次の各号に定めるその責めに帰すべき重大な理由により実施事業所に使用されなくなった場合又は実施事業所に使用されなくなった後に次の各号のいずれかに該当していたことが明らかになった場合には、給付の全部又は一部を行わない。
 - (1) 窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、実施事業所の事業主に重大な損害を加え、その名誉若しくは信用を著しく失墜させ、又は実施事業所の規律を著しく乱したこと
 - (2) 秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと
 - (3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により実施事業所の規律を乱した事又は実施事業所の事業主との雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったこと

(未支給の給付)

第 52 条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又はその者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたその他の親族は、自己の名で、その未支給の給付を請求することができる。

- 2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その給付を請求することができる。
- 3 未支給の給付を受けるべき者の順位は、第 1 項に規定する順位による。
- 4 未支給の給付を受けるべき同順位者が 2 人以上あるときは、その 1 人のした請求は、全

員のためその全部につきしたものとみなし、その1人に対して行った給付は、全員に対して行ったものとみなす。

(時効)

第53条 受給権は、民法の規定を経過したときは、時効によって消滅する。

(譲渡担保の禁止等)

第54条 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

第2節 老齢給付金

(支給要件)

第55条 基金の加入者又は加入者であった者が、次のいずれにも該当した場合は、老齢給付金を支給する。

- (1) 加入者期間20年に達したとき
- (2) 60歳に達したとき

(年金額)

第56条 年金として支給する老齢給付金の額は、次の各号に定める額のいずれかをその者が裁定時に選択した額とする。

- (1) 第1年金額
- (2) 第2年金額
- (3) 第1年金額に0.5を乗じて得た額と第2年金額に0.5を乗じて得た額の合計額

2 前項に規定する第1年金額及び第2年金額は次のとおりとする。

- (1) 第1年金額

支給開始日及び指標の改定時に計算される第1標準年金額(以下この号において同じ。)とする。ただし、支給開始日及び指標の改定時の指標が1.5%又は加入者の資格を喪失したときの下限予定利率のいずれか高い率(以下「下限利率」という。)を上回った場合の第1年金額は、基準給与の額に加入者の資格を喪失したときの加入者期間及び退職事由に応じ別表第2に定める率を乗じて得た額に加入者の資格を喪失したときの年齢に応じ別表第3に規定する率及び老齢給付金の支給を開始する年齢に応じ別表第6に定める率を乗じて得た額を、指標を予定利率とした別表第4に定める年金現価率で除して得た額が第1標準年金額を上回る額を第1標準年金額に加算して得た額とする。

- (2) 第2年金額

支給開始日及び指標の改定時に計算される第2標準年金額(以下この号において同じ。)とする。ただし、支給開始日及び指標の改定時の指標が下限利率を上回った場合の第2年金額は、基準給与の額に加入者の資格を喪失したときの加入者期間及び退職事由に応じ別表第2に定める率を乗じて得た額に加入者の資格を喪失したときの年齢に応じ別表第3に規定する率及び老齢給付金の支給を開始する年齢に応じ別表第6に定める

率を乗じて得た額を、指標を予定利率とした別表第5に定める年金現価率で除して得た額が第2標準年金額を上回る額を第2標準年金額に加算して得た額とする。

- 3 前2項に規定する指標は、平成24年4月1日より3年ごとの4月1日に見直すものとし、見直す年度の初日の属する年の前5年に発行された10年国債の応募者利回り平均値（0.1%単位とし、0.1%未満の端数は四捨五入するものとする。）と前5年間に発行された20年国債の応募者利回りの平均値（0.1%単位とし、0.1%未満の端数は四捨五入するものとする。）の合計を2で除した率（0.1%単位とし、0.1%未満の端数は四捨五入するものとする。）とする。
- 4 指標が5.5%を上回った場合は5.5%とする。
- 5 第1項第3号の年金額は、その支給を開始して10年を経過した月の翌月以降は、第1年金額に0.5を乗じて得た額とする。

（支給の繰下げ）

第57条 老齢給付金の受給権者であつて、老齢給付金の裁定を受けていない者は、その者が60歳から65歳のいずれかの年齢に達するまでの間、当該老齢給付金の支給の繰下げを申し出ることができる。

- 2 前項の規定により繰下げを申し出たときは、第55条の規定にかかわらず、支給の繰下げが終了する日の属する月の翌月から老齢給付金を支給する。
- 3 老齢給付金の支給の繰下げを行った場合の第1標準年金額及び第2標準年金額は、第47条に規定する額に、支給を開始したときの年齢に応じ別表第6に定める率を乗じて得た額とする。

（年金に代えて支給する一時金）

第58条 老齢給付金の受給権者は、老齢給付金の裁定を受けるとき、又は、年金として支給する老齢給付金を受けてから5年を経過した日から第56条第1項第1号又は第3号を選択した場合にあつては20年、第56条第1項第2号を選択した場合にあつては10年を経過する日までの間において、その者の申出により、年金に代えて一時金を受けることができる。ただし、次に掲げる事由に該当した場合にあつては、老齢給付金を受けてから5年を経過する日までの間においても、年金給付の全部又は一部に代えて一時金を受けることができる。

- (1) 受給権者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと
- (2) 受給権者とその債務を弁済することが困難であること
- (3) 受給権者が心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと
- (4) その他前各号に準ずる事情

- 2 前項の規定により一時金を受けることを選択する場合にあつては、次に掲げる選択割合のいずれを選択するかを申し出ることとする。ただし、当該選択をする前に脱退一時金の一部又は老齢給付金の一部につき一時金の支給を受けている場合にあつては、第1号の選択割合に限るものとする。

- (1) 100%
- (2) 50%
- (3) 25%

3 第1項の規定により選択した一時金給付の額は、次の各号に掲げる事由に応じ当該各号に規定する額とする。

(1) 第56条第1項第1号を選択した場合

第1標準年金額に、20年から老齢給付金の支給を受けた期間を控除して得た期間に応じ別表第7に規定する率を乗じて得た額に前項の選択割合を乗じて得た額

(2) 第56条第1項第2号を選択した場合

第2標準年金額に、10年から老齢給付金の支給を受けた期間を控除して得た期間に応じ別表第7に規定する率を乗じて得た額に前項の選択割合を乗じて得た額

(3) 第56条第1項第3号を選択した者が老齢給付金の支給開始後10年を経過する前に一時金の支給を受ける場合

第1標準年金額に0.5を乗じて得た額に、20年から老齢給付金の支給を受けた期間を控除して得た期間に応じ別表第7に規定する率を乗じて得た額に前項の選択割合を乗じて得た額と、第2標準年金額に0.5を乗じて得た額に、10年から老齢給付金の支給を受けた期間を控除して得た期間に応じ別表第7に規定する率を乗じて得た額に前項の選択割合を乗じて得た額の合計額

(4) 第56条第1項第3号を選択した者が老齢給付金の支給開始後10年を経過した後に一時金の支給を受ける場合

第1標準年金額に0.5を乗じて得た額に、20年から老齢給付金の支給を受けた期間を控除して得た期間に応じ別表第7に規定する率を乗じて得た額に前項の選択割合を乗じて得た額

4 第2項第2号又は第3号の選択割合を選択して一時金の支給を受けた翌月以降の年金額は、次の各号に掲げる事由に応じ当該各号に規定する額とする。

(1) 第56条第1項第1号を選択した場合

第1年金額に100%から第2項の選択割合を控除して得た率を乗じて得た額

(2) 第56条第1項第2号を選択した場合

第2年金額に100%から第2項の選択割合を控除して得た率を乗じて得た額

(3) 第56条第1項第3号を選択した場合

第1年金額に0.5を乗じて得た額に100%から第2項の選択割合を控除して得た率を乗じて得た額と、第2年金額に0.5を乗じて得た額に100%から第2項の選択割合を控除して得た率を乗じて得た額の合計額

(失権)

第59条 老齢給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。

- (1) 受給権者が死亡したとき
- (2) 老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき
- (3) 第56条第1項第1号及び第3号を選択した場合にあって、老齢給付金の支給開始後

20年を経過したとき

- (4) 第56条第1項第2号を選択した場合にあって、老齢給付金の支給開始後10年を経過したとき

第3節 脱退一時金

(支給要件)

第60条 加入者が次のいずれかに該当した場合にあっては、脱退一時金を支給する。

- (1) 加入者期間1年以上20年未満（ただし、退職事由が自己都合退職である場合は3年以上20年未満）である者が、加入者の資格を喪失したとき（死亡による資格喪失を除く。次号において同じ。）
- (2) 加入者期間20年以上である者が、60歳未満で加入者の資格を喪失したとき
- 2 自己都合退職は、社員就業規則第22条第1項第3号に規定する自己都合退職とする。

(一時金額)

第61条 脱退一時金の額は、基準給与の額に加入者の資格を喪失したときの加入者期間及び退職事由に応じ別表第2に定める率を乗じて得た額とする。

(支給の繰下げ及び支給の方法)

第62条 第60条第1項第1号に該当した者（第41条第6号に定める事由に該当した者に限る。）又は第60条第1項第2号に該当した者は、60歳に達するまでの間、脱退一時金の支給の繰下げを申し出ることができる。

- 2 第60条第1項第2号に該当した者は、加入者の資格を喪失したときに、次に掲げる割合を選択して脱退一時金の支給を申し出ることができる。

- (1) 100%
- (2) 50%
- (3) 25%

- 3 前項第2号又は第3号のいずれかの選択割合を選択して脱退一時金の支給の申出を行った者は、60歳に達する前に2回目の支給の申し出を行うことができる。この場合にあっては、前項第1号の選択割合に限るものとする。

- 4 脱退一時金の支給の繰下げを行った場合の脱退一時金の額は、次の各号に掲げる事由に応じ当該各号に規定する額とする。

- (1) 第41条第6号に定める事由により加入者の資格を喪失したとき

基準給与の額に加入者の資格を喪失したときの加入者期間及び退職事由に応じ別表第2に定める率を乗じて得た額

- (2) 前号以外るとき

前条に規定する額に支給の繰下げを行った期間に応じ別表第8に規定する率を乗じて得た額に前項の選択割合を乗じて得た額

- 5 前項の規定にかかわらず、第3項に該当したときの脱退一時金の額は、前条に規定する額に支給の繰下げを行った期間に応じ別表第8に規定する率を乗じて得た額に100%から

1 回目の選択割合を控除して得た率を乗じて得た額とする。

(支給の効果)

第 63 条 脱退一時金の全部の支給を受けたときは、その額の計算の基礎となった加入者であった期間は、加入者期間に算入しないものとする。

2 脱退一時金相当額が第 92 条の 3 から第 92 条の 6 までのいずれかの規定に基づき移換されたときは、その額の計算の基礎となった加入者であった期間は、加入者期間に算入しないものとする。

(失権)

第 64 条 脱退一時金の受給権は、次の各号のいずれかに該当したときは消滅する。

- (1) 脱退一時金の全部の支給を受けたとき
- (2) 脱退一時金の受給権者が死亡したとき
- (3) 脱退一時金の受給権者が老齢給付金の受給権を取得したとき
- (4) 再加入者となったとき

第 4 節 遺族給付金

(支給要件)

第 65 条 基金の加入者又は加入者であった者が、次のいずれかに該当した場合には、その者の遺族に遺族給付金を一時金として支給する。

- (1) 加入者期間 1 年以上の加入者が死亡したとき
- (2) 第 60 条第 1 項各号に該当する脱退一時金の受給権者であって、脱退一時金の繰下げの申出をしている者（次号に該当する場合を除く。）が死亡したとき
- (3) 第 60 条第 1 項第 2 号に該当する脱退一時金の受給権者であって、第 62 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の選択割合を選択して脱退一時金の支給を受けた者が、同条第 3 項の支給の申出を行うことなく、60 歳に達する前に死亡したとき
- (4) 老齢給付金の受給権者（老齢給付金の支給の繰下げの申出を行っている者を含む。）で、第 56 条第 1 項第 1 号又は第 3 号を選択した者にあつては 20 年、同項第 2 号を選択した者にあつては 10 年を経過する前に死亡したとき

(遺族の範囲及び順位)

第 66 条 前条の遺族は次に掲げる者とし、その順位は次の各号の順位とする。ただし、同順位の者が 2 名以上となる場合には、その 1 人のした請求は、同順位の者全員のためその全額につきしたものとみなし、その 1 人に対してした支給は全員に対してしたものとみなす。

- (1) 配偶者
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族

2 前項に規定する遺族が次に掲げる状態になった場合は、遺族ではなくなるものとする。

- (1) 配偶者が婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき
- (2) 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる者が直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき又は離縁により給付対象者との親族関係が終了したとき

（一時金額）

第 67 条 第 65 条各号に該当する者に支給する一時金額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第 65 条第 1 号に該当したとき

基準給与の額

- (2) 第 41 条第 6 号に定める事由により加入者の資格を喪失した者が第 65 条第 2 号に該当したとき

基準給与の額に加入者の資格を喪失したときの加入者期間及び退職事由に応じ別表第 2 に定める率を乗じて得た額

- (3) 第 41 条第 6 号以外の事由により加入者の資格を喪失した者が第 65 条第 2 号に該当したとき

基準給与の額に加入者の資格を喪失したときの加入者期間及び退職事由に応じ別表第 2 に定める率を乗じて得た額に支給の繰下げを行った期間に応じ別表第 8 に規定する率を乗じて得た額

- (4) 第 65 条第 3 号に該当したとき

基準給与の額に加入者の資格を喪失したときの加入者期間及び退職事由に応じ別表第 2 に定める率を乗じて得た額に支給の繰下げを行った期間に応じ別表第 8 に規定する率を乗じて得た額に 100%から第 62 条第 2 項の選択割合を控除して得た率を乗じて得た額

- (5) 第 56 条第 1 項第 1 号に定める年金額を選択した者が第 65 条第 4 号に該当したとき

第 1 標準年金額（第 58 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の選択割合を選択して一時金の支給を受けた場合は、100%から当該選択割合を控除して得た率を乗じて得た額）に 20 年から老齢給付金の支給を受けた期間を控除して得た期間に応じ別表第 7 に規定する率を乗じて得た額

- (6) 第 56 条第 1 項第 2 号に定める年金額を選択した者が第 65 条第 4 号に該当したとき

第 2 標準年金額（第 58 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の選択割合を選択して一時金の支給を受けた場合は、100%から当該選択割合を控除して得た率を乗じて得た額）に 10 年から老齢給付金の支給を受けた期間を控除して得た期間に応じ別表第 7 に規定する率を乗じて得た額

- (7) 第 56 条第 1 項第 3 号に定める年金額を選択した者が老齢給付金の支給開始後 10 年を経過する前に第 65 条第 4 号に該当したとき

第 1 標準年金額に 0.5 を乗じて得た額（第 58 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の選択割合を選択して一時金の支給を受けた場合は、100%から当該選択割合を控除して得た率を乗じて得た額）に 20 年から老齢給付金の支給を受けた期間を控除して得た期間に応じ

別表第7に規定する率を乗じて得た額と第2標準年金額に0.5を乗じて得た額（第58条第2項第2号又は第3号の選択割合を選択して一時金の支給を受けた場合は、100%から当該選択割合を控除して得た率を乗じて得た額）に10年から老齢給付金の支給を受けた期間を控除して得た期間に応じ別表第7に規定する率を乗じて得た額

- (8) 第56条第1項第3号に定める年金額を選択した者が老齢給付金の支給開始後10年を経過した後に第65条第4号に該当したとき

第1標準年金額に0.5を乗じて得た額（第58条第2項第2号又は第3号の選択割合を選択して一時金の支給を受けた場合は、100%から当該選択割合を控除して得た率を乗じて得た額）に20年から老齢給付金の支給を受けた期間を控除して得た期間に応じ別表第7に規定する率を乗じて得た額

第7章 掛金

(掛金)

第68条 事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき掛金を拠出する。

(標準掛金)

第69条 掛金のうち、標準掛金は、各加入者の標準給与に1,000分の44を乗じて得た額とする。

(特別掛金)

第70条 掛金のうち、特別掛金は、各加入者の標準給与に1,000分の0を乗じて得た額とする。

(事務費掛金)

第71条 基金の業務委託費又は基金の事務費に充てるための事務費掛金は、各加入者の標準給与に1,000分の2.1を乗じて得た額を合算した額とする。

(掛金の負担)

第72条 事業主は、掛金の全額を負担する。

(掛金の納付)

第73条 事業主は、各月末日現在で計算された掛金を翌月の末日までに基金に納付するものとする。

2 納付する掛金の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(財政再計算)

第74条 基金は、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように、5年毎に事業年度末日を基準日として掛金の額の再計算を行うものとする。

2 基金は、前項の規定にかかわらず、加入者の数が著しく変動した場合その他規則第50条に定める場合は、掛金の額の再計算を行うものとする。

(時効)

第75条 削除

(積立金の額の評価)

第76条 基金の掛金の額を計算する場合の積立金の額は、時価で評価するものとする。

第8章 積立金の積立て

(継続基準の財政検証)

第77条 基金は、毎事業年度の決算において積立金の額が責任準備金の額から許容繰越不足金を控除した額を下回る場合には、掛金の額を再計算するものとする。

2 前項の許容繰越不足金は、当該事業年度以後20年間における標準掛金額の予想額の現価に100分の15を乗じて得た額とする。

(非継続基準の財政検証)

第78条 事業主は、毎事業年度の決算において積立金の額が最低積立基準額を下回る場合には、規則第58条の規定に基づき必要な額を掛金として拠出するものとする。

2 前項に定める最低積立基準額は、加入者及び加入者であった者の当該事業年度の末日(以下この条において「基準日」という。)までの加入者期間に係る最低保全給付の現価の合計額とする。ただし、現価の計算に用いる指標利率は、基準日の過去5年間における指標の実績値の平均を用いて算定した率とする。

3 前項に定める最低保全給付は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 基準日において年金給付の支給を受けている者

当該年金給付

(2) 基準日において、老齢給付金の支給の繰下げを申し出ている者

その者が基準日において老齢給付金の支給を請求するとした場合に支給される年金給付

(3) 基準日において、老齢給付金の支給要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者

その者が老齢給付金支給開始要件を満たしたときに年金として支給される老齢給付金

(4) 基準日において加入者である者のうち、基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合に老齢給付金支給開始年齢要件以外の要件を満たす者

標準的な退職年齢に達した日(基準日における年齢がこの年齢以上の場合にあっては基準日の翌日。以下「標準資格喪失日」という。)に加入者の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる第1標準年金額に按分率A/Bを乗じて得た額

按分率 = A / B

A 基準日の翌日の基準給与に、自己都合退職したとした場合の別表第2に規定する率を乗じて得た額

B 基準日以降標準資格喪失日までの間の職務ポイント及び職能ポイント(基準日時点の職務ポイント及び職能ポイントとする。)の累計にポイント単価を乗じて得た額に基準日時点の基準給与を加算して算出される標準資格喪失日時点の基準給与

(5) 基準日において加入者である者のうち、前号に定める者以外の者

標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合に、支給されることとなる脱退一時金額に按分率A/Bを乗じて得た額

按分率 = A / B

A 基準日の翌日の基準給与に、自己都合退職したとした場合の別表第2に規定する率

を乗じて得た額

B 基準日以降標準資格喪失日までの間の職務ポイント及び職能ポイント（基準日時点の職務ポイント及び職能ポイントとする。）の累計にポイント単価を乗じて得た額に基準日時点の基準給与を加算して算出される標準資格喪失日時点の基準給与

- 4 前項第4号に規定する標準的な退職年齢は60歳とする。
- 5 給付の額の増額（以下「給付改善」という。）を行う場合にあっては、最低保全給付の額は、当該給付改善により増加する給付の額に、当該給付改善に係る規約が効力を有することとなる日から当該事業年度の末日までの年数（その期間に1年に満たない端数がある場合にあっては、これを切り捨てる。）を5から減じた数（当該数が零未満となる場合にあっては、零とする。）を5で除して得た数を乗じて得た額を、第3項第4号及び第5号の規定に基づき計算した額から控除する。

（臨時掛金）

第79条 事業年度中において積立金の額が零になることが見込まれる場合にあっては、事業主は、当該事業年度中における給付に関する事業に要する費用に充てるため必要な額を掛金として拠出するものとする。

- 2 前項の掛金は、全額事業主が負担する。

第9章 積立金の運用及び業務の委託

(基金資産運用契約)

- 第80条 基金は、法第66条第1項の規定に基づき、積立金の運用に関し、給付に要する費用に充てることを目的として、基金を受益者とする年金信託契約を信託会社と、基金を保険金受取人とする生命保険契約を生命保険会社と、基金を共済金受取人とする生命共済契約を農業協同組合連合会と、投資一任契約を投資顧問業者とそれぞれ締結するものとする。
- 2 基金は、前項の規定による投資一任契約を締結する場合においては、法第66条第2項の規定に基づき、基金を受益者とする年金特定信託契約を信託会社と締結するものとする。
- 3 第1項の年金信託契約の内容は、令第40条第1項及び規則第71条に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。
- (1) 基金に支払うべき支払金は、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けることができるときに支払うものであること。
 - (2) 信託金と支払金とは相殺しないものであること。
- 4 第1項の生命保険契約又は生命共済契約の内容は、令第41条並びに規則第72条及び第73条に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。
- (1) 基金に支払うべき保険金又は共済金は、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けることができるときに支払うものであること。
 - (2) 保険料又は共済掛金と保険金又は共済金とは相殺しないものであること。
- 5 第1項の投資一任契約の内容は、令第41条に規定するものでなければならない。
- 6 第2項の年金特定信託契約の内容は、令第40条第2項に規定するもののほか、第3項の規定を準用する。

(運用管理規程)

- 第81条 前条の契約に係る次の事項は、運用管理規程において定めるものとする。
- (1) 基金資産運用契約の相手方（以下「運用受託機関」という。）の名称
 - (2) 信託金、保険料又は共済掛金の払込割合
 - (3) 支払金、保険金又は共済金の負担割合
 - (4) 掛金の払込及び給付費等の負担の取りまとめを行う運用受託機関
 - (5) 資産額の変更の手続き
 - (6) 第4項に規定する積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるもの
- 2 運用管理規程の策定は、代議員会の議決を経て決定する。また、前項第1号及び第6号に規定する事項を変更する場合においても同様とする。
- 3 第1項第2号から第5号までに規定する事項の変更は、理事会の議決を経て決定する。
- 4 第1項第2号から第5号までに規定する事項の変更であって、積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるものとして運用管理規程で定める場合においては、前項の規定にかかわらず、理事長の専決をもって決定することができる。
- 5 理事長は、前2項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

(積立金の運用)

第 82 条 基金は、積立金の運用を安全かつ効率的に行わなければならない。

(運用の基本方針及び運用指針)

第 83 条 基金は、積立金の運用に関する基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

2 基金は、前項に規定する運用の基本方針と統合的な運用指針を作成し、運用受託機関に交付しなければならない。ただし年金特定信託契約、生命保険一般勘定契約及び生命共済一般勘定契約の相手方である運用受託機関を除く。

(分散投資義務)

第 84 条 基金は、積立金を特定の運用方法に集中しない方法により運用しなければならない。

(政策的資産構成割合)

第 85 条 基金は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めなければならない。

2 基金は、前項の資産の構成割合の決定及び維持に関し、専門的知識及び経験を有する職員を置かななければならない。

(資産状況の確認)

第 86 条 基金は、少なくとも毎事業年度ごとに、運用資産を時価により評価し、その構成割合を確認しなければならない。

(基金資産運用契約に基づく権利の譲渡等の禁止)

第 87 条 基金は、基金資産運用契約に基づく権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(業務の委託)

第 88 条 基金は、三菱UFJ信託銀行株式会社に次に掲げる事務を委託する。

- (1) 年金数理に関する事務
- (2) 給付金の支払に関する事務
- (3) 加入者の記録管理（年金受給待期者、年金受給者を含む。）に関する事務
- (4) 掛金額計算事務
- (5) 給付額計算事務

2 基金は、前項に規定する業務のほか、連合会に、給付の支給を行うために必要となる加入者等に関する情報の収集、整理又は分析に関する業務を委託することができる。

第 10 章 解散及び清算

(解散)

第 89 条 この基金は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に解散する。

- (1) 法第 85 条第 1 項の認可があったとき
- (2) 法第 102 条第 6 項の規定による基金の解散の命令があったとき

(解散時の掛金の一括拋出)

第 90 条 この基金が解散する場合において、当該解散する日の積立金の額が、当該解散する日を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額を下回るときは、事業主は、当該下回る額を掛金として一括拋出するものとする。

(支給義務の消滅)

第 91 条 基金は、基金が解散したときは、この制度の加入者であった者に係る給付の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであった給付でまだ支給していないものの支給に関する義務についてはこの限りでない。

(残余財産の分配)

第 92 条 この基金が解散した場合に、残余財産があるときは、清算人は、これを解散した日において基金が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「終了制度加入者等」という。）に分配しなければならない。

2 前項の分配は、解散した日において算定した、各終了制度加入者等に係る最低積立基準額に基づき行うものとし、その分配額は、残余財産の額に応じて、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

(1) 残余財産の額が、最低積立基準額を下回る場合

残余財産の額に、次のアに掲げる額をイに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

ア 解散した日における受給権者及び老齢給付金の支給要件のうち支給開始要件以外の要件を満たす加入者であった者（以下この号において「受給権者等」という。）

当該受給権者等に係る最低積立基準額。ただし、当該最低積立基準額が残余財産を上回っている場合は、残余財産の額に、次の（ア）に掲げる額を（イ）に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

（ア）各々の受給権者等の最低積立基準額

（イ）すべての受給権者等に係る最低積立基準額の総額

イ 解散した日における終了制度加入者等（受給権者等を除く。以下この号において同じ。）

残余財産を受給権者等に分配した後、残余がある場合は、残余財産の額に、次の（ウ）に掲げる額を（エ）に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

（ウ）各々の終了制度加入者等の最低積立基準額

（エ）すべての終了制度加入者等に係る最低積立基準額の総額

(2) 残余財産の額が、最低積立基準額以上の場合

残余財産の額に、次のアに掲げる額をイに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

ア 各々の終了制度加入者等の最低積立基準額

イ すべての終了制度加入者等に係る最低積立基準額の総額

3 第1項の規定により残余財産を分配する場合には、終了制度加入者等に、その全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

第 10 章の 2 年金通算

(中途脱退者の選択)

第 92 条の 2 この基金は、中途脱退者（第 60 条第 1 項に該当する者をいう。以下同じ。）に対し、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該中途脱退者の脱退一時金の支給若しくは支給の繰下げ又は脱退一時金相当額の移換を行う。

- (1) 速やかに脱退一時金を受給すること。
- (2) 速やかに第 92 条の 6 の規定に基づき企業年金連合会（法第 91 条の 2 第 1 項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。）への脱退一時金相当額の移換を行うこと。
- (3) この基金の加入者の資格を喪失した日から起算して 1 年を経過したときに脱退一時金を受給すること。
- (4) この基金の加入者の資格を喪失した日から起算して 1 年を経過したときに第 92 条の 6 の規定に基づき連合会への脱退一時金相当額の移換を行うこと。
- (5) 第 62 条の規定に基づき、脱退一時金の支給の繰下げを申し出ること。

2 前項第 3 号、第 4 号又は第 5 号を選択した中途脱退者が、その加入者の資格を喪失した日から起算して 1 年を経過するまでの間に脱退一時金の受給又は脱退一時金相当額その他制度（他の確定給付企業年金、厚生年金基金、確定拠出年金又は連合会をいう。以下同じ。）への移換を申し出た場合には、これらの号の規定にかかわらず、この基金は当該申出に従い、脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額その他制度への移換を行う。

3 前項の脱退一時金相当額その他制度への移換については、次条から第 92 条の 6 までのいずれかの規定に基づき行うものとする。

(他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)

第 92 条の 3 この基金の中途脱退者は、他の確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であって、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、この基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、この基金に当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 この基金は、前項の申出があったときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 第 1 項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して 1 年を経過する日までの間に限って行うことができる。

4 この基金は、第 2 項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換)

第 92 条の 4 この基金の中途脱退者は、厚生年金基金の加入員の資格を取得した場合であって、当該厚生年金基金の規約において、あらかじめ、この基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、この基金に当該厚生年金基金への脱

退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、当該厚生年金基金に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
- 3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該厚生年金基金の加入員の資格を取得した日から起算して3ヶ月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。
- 4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)

第92条の5 この基金の中途脱退者は、企業型年金加入者(確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。)又は個人型年金加入者(同法第2条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。)の資格を取得したときは、この基金に当該企業型年金の資産管理運用機関又は同法第2条第5項に規定する連合会(以下この条において「国民年金基金連合会」という。)への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、当該企業型年金の資産管理運用機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
- 3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。
- 4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(企業年金連合会への脱退一時金相当額の移換)

第92条の6 この基金の中途脱退者は、この基金に脱退一時金相当額の連合会への移換を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
- 3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。
- 4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(企業年金連合会への残余財産の移換)

第92条の7 この基金の終了制度加入者等は、清算人に連合会への残余財産(第92条の規定により当該終了制度加入者等に分配すべき残余財産をいう。以下この条において同じ。)の移換を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。
- 3 連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、第92条第1項の規定の適用

については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

(加入者への説明)

第 92 条の 8 この基金は、社員が加入者の資格を取得したとき又は加入者の資格を喪失したときは、第 92 条の 2 から前条までの規定に関し、企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則（平成 17 年 7 月 5 日年企発第 0705001 号）第 2 に基づき、当該社員に対して説明しなければならない。

第 11 章 雑則

(事業年度)

第 93 条 基金の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わる。

(届出)

第 94 条 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）の規定による死亡の届出義務者は、30 日以内にその旨を基金に届け出なければならない。

2 年金給付の受給権者は、毎年 1 回生存に関する届書を基金に提出しなければならない。

(受給手続)

第 95 条 基金による給付を受ける者は、基金に第 46 条に定める書類のほか、次の各号に定める書類を提出しなければならない。ただし、基金が制度の運営に支障を及ぼさないと認めるときは、その一部の書類の提出を省略することができる。

(1) 給付の受領方法についての届

(2) 年金給付を受ける場合において自己の住所及び印鑑についての届

(3) 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）で定める必要な申告書

2 前項による届出を行った事項について変更のあったときは、速やかに基金に届け出なければならない。

(報告書の提出)

第 96 条 基金は、毎事業年度終了後 4 ヶ月以内に、事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出するものとする。

2 基金は、前項の書類を基金の事務所及び実施事業所に備え付けて置くものとする。

3 加入者又は加入者であった者は、基金に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合において基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(年金数理関係書類の年金数理人による確認)

第 97 条 基金が厚生労働大臣あてに提出する規則第 116 条に規定する年金数理に関する業務に係る書類については、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認し、署名押印したものでなければならない。

(業務概況の周知)

第 98 条 基金は、基金の業務の概況について、毎事業年度 1 回、次に掲げる事項を加入者及び加入者であった者であって基金が給付の支給に関する義務を負っているもの（以下この条において「受給権者等」という。）に周知することとする。

(1) 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計

(2) 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数

(3) 基金が支給した給付の種類ごとの給付の額その他給付の支給の概況

- (4) 事業主が基金に納付した掛金の額、納付時期その他の掛金の状況
 - (5) 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況
 - (6) 積立金の運用収益又は運用損失及び資産構成割合その他積立金の運用の概況
 - (7) 基本方針の概要
 - (8) その他基金の事業に係る重要事項
- 2 基金は、前項に掲げる周知事項を、基金の事務所及び実施事業所の見やすい場所に掲示するとともに、周知事項を記載した書面を加入者及び受給権者等に配布する。

(法令の適用)

第 99 条 この規約に特別の規定があるものを除くほか、この規約の実施のための手続き、その他の執行については、法、令及び規則並びに関係法令及び通知の規定するところによる。

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、平成16年4月1日から施行する。

(加入者及び加入者期間に関する経過措置)

第2条 平成16年4月1日に、第39条に定める加入者の資格を有する者は、この規約の施行日（以下「施行日」という。）に加入するものとする。

- 2 施行日の前日において、日本信販厚生年金基金（以下「旧基金」という。）の加入員であって、施行日において、年齢65歳以上の者は、同日に基金の加入者の資格を喪失するものとする。
- 3 施行日の前に、第1号の規定に該当する第1加入者が実施事業所に使用されていた期間は、加入者期間に合算するものとする。ただし、第1加入者の第1標準年金額を算定する場合においては、旧基金の加入員期間を合算するものとする。
- 4 施行日の前に、第1号の規定に該当する第2加入者が旧基金に加入していた期間は加入者期間に合算するものとする。

(厚生年金基金からの移行)

第3条 基金は、法第112条第4項の規定に基づき、旧基金に係る権利義務を承継するものとする。

- 2 旧基金が法第112条第4項の規定により消滅したときは、基金は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「厚年法」という。）第162条の3第1項に規定する責任準備金に相当する額を政府に納付するものとする。
- 3 施行日において、旧基金の受給権を取得している者（年金たる給付の支給要件のうち年齢に関する要件以外の要件を満たしている加入員であった者を含む。以下同じ。）は、支給に関する権利義務が承継された給付について、基金における受給権者とする。

(経過代行年金Aに関する経過措置)

第4条 削除

(経過基本年金)

第5条 附則第3条第3項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継した旧基金の受給権者（以下「承継受給権者」という。）に支給する旧基金の基本年金額に相当する部分の給付については、本人の選択に基づき、当該給付に代えて、施行日の属する月（施行日において60歳未満の者については60歳に達した月）の翌月から経過基本年金として支給する。ただし、施行日において経過基本年金を選択しなかった者が、施行日以降、経過基本年金を選択した場合にあっては、その選択した日の属する月（その選択した日において60歳未満の者については60歳に達した月）の翌月から経過基本年金を支給する。

- 2 経過基本年金の額は、旧基金の規約（以下「旧規約」という。）に基づき計算された基本年金額から、代行年金額を控除して得た額に、施行日における年齢及び附則別表第1に掲

げる年齢（以下「特例支給開始年齢」という。前項ただし書きの規定により経過基本年金を選択した者にあつては、選択した日現在の年齢とする。以下この項において同じ。）に応じ附則別表第2に定める率を乗じて得た額とする。

- 3 経過基本年金の受給権者が、経過基本年金を選択したときから経過基本年金の支給を受けるまでの間又は第58条第1項各号に該当した場合であつて経過基本年金を受けてから5年を経過する日までの間に申し出たときは、経過基本年金に代えて経過選択一時金を受けることができる。
- 4 経過選択一時金の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。
 - (1) 経過基本年金の支給を受けるまでの間に申し出た場合
経過基本年金の額に申し出たときの年齢に依り附則別表第3に定める率を乗じて得た額
 - (2) 経過基本年金の支給を受けてから5年を経過する日までの間に申し出た場合
経過基本年金の額に未だ支給を受けていない期間に依り附則別表第4に定める率を乗じて得た額
- 5 経過基本年金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは消滅する。
 - (1) 受給権者が死亡したとき
 - (2) 経過基本年金の全部を一時金として支給されたとき
 - (3) 5年を経過したとき

（経過遺族一時金）

第6条 前条の経過基本年金の受給権者が支給開始後5年を経過するまでに死亡したときは、その者の遺族に経過遺族一時金を支給する。

- 2 経過遺族一時金の額は次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。
 - (1) 経過基本年金の支給を受けるまでの間に死亡した場合
経過基本年金の額に死亡したときの年齢に依り附則別表第3に定める率を乗じて得た額
 - (2) 経過基本年金を受けてから5年を経過する日までの間に死亡した場合
経過基本年金の額に未だ支給を受けていない期間に依り附則別表第4に定める率を乗じて得た額

（経過代行年金B）

第7条 承継受給権者であつて、男子にあつて昭和28年4月2日以降に生まれた者又は女子にあつて昭和33年4月2日以降に生まれた者のうち、平成14年3月31日までに旧基金で裁定を受けた者が、附則第5条に規定する経過基本年金の支給を受けることを選択した場合にあつては、その者が60歳に達した日の属する月の翌日から、経過基本年金に加算して、経過代行年金Bを支給する。

- 2 前項の経過代行年金Bの額は、代行年金額とする。
- 3 第1項に該当する者が、附則第5条第3項に定める経過選択一時金を選択したときは、経過代行年金Bに代えて一時金を支給する。この場合の一時金額は、代行年金額に選択したときの年齢及び特例支給開始年齢に依り附則別表第5に定める率を乗じて得た額とする。

- 4 経過代行年金Bの受給権は、次のいずれかに該当することとなったときには消滅する。
- (1) 受給権者が死亡したとき
 - (2) 受給権者が65歳（厚年法附則第8条の2の規定に該当する者にあつては、同条に定める年齢）に達したとき
 - (3) 一時金として支給されたとき

（経過代行遺族一時金）

第8条 前条の経過代行年金Bの受給権者が支給開始後65歳（厚年法附則第8条の2の規定に該当する者にあつては、同条に定める年齢）に達したときまでに死亡したときは、その者の遺族に、経過遺族一時金に加算して経過代行遺族一時金を支給する。

- 2 経過代行遺族一時金の額は次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。
- (1) 経過代行年金Bの支給を受けるまでの間に死亡した場合
代行年金額に死亡したときの年齢及び特例支給開始年齢に依り附則別表第5に定める率を乗じて得た額
 - (2) 経過代行年金Bを受けた後65歳（厚年法附則第8条の2の規定に該当する者にあつては、同条に定める年齢）に達した日までの間に死亡した場合
経過代行年金Bの額に未だ支給を受けていない期間に依り附則別表第4に定める率を乗じて得た額

（第2基準給与に関する経過措置）

第9条 附則第2条第3項の期間を有する第1加入者の第2基準給与は、退職金規程第6条第1項各号に定める施行日現在の退職金ポイントの累計に1,000円を乗じて得た額とする。

（加入者期間に関する経過措置）

第10条 附則第2条第3項に定める期間を有する第2加入者の第1標準年金額を算出する場合の加入者期間については、第42条第1項の規定にかかわらず、既に旧基金で裁定された給付額の算定に使用された期間を控除するものとする。

（厚生年金基金から移行する際の不足額の一括拠出）

第11条 基金は、旧基金が法第112条の規定に基づき、確定給付企業年金に移行するにあたり、当該移行する日における年金給付等積立金の額が、当該移行する日において旧基金が年金たる給付（厚生年金代行給付に限る）の支給に関する義務を負っている者に係る厚年法第162条の3第1項に規定する責任準備金に相当する額を下回るときは、実施事業所の事業主は当該下回る額を特別掛金として一括して拠出するものとする。

- 2 前項に規定する特別掛金の拠出は、実施事業所の事業主が基金に納付することにより行なうものとする。
- 3 前2項に定めるところにより、この基金が当該特別掛金の納入の告知をしたときは実施事業所の事業主は、納入告知書に定める納付期限までに当該特別掛金を納付しなければならない。

(中途脱退者)

第 12 条 削 除

(終了制度加入者等の取扱い)

第 13 条 削 除

(加入者に関する経過措置)

第 14 条 平成 17 年 10 月 1 日において第 39 条に規定する加入者の資格を有する者のうち、平成 17 年 9 月 30 日において、近畿日本信販株式会社(兵庫県神戸市中央区)、エヌ・エス・ファイナンス株式会社(東京都文京区)、西部日本信販株式会社(福岡県福岡市博多区)に使用されていた被用者年金被保険者等は、平成 17 年 10 月 1 日に基金に加入するものとする。

2 前項の規定により基金に加入した者に係る加入者期間については、第 42 条の規定にかかわらず基金に加入する前に近畿日本信販株式会社、エヌ・エス・ファイナンス株式会社及び西部日本信販株式会社で使用されていた期間を加入者期間に通算するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第 47 条第 1 項に規定する第 1 標準年金額を算定する場合に使用する加入者期間は、加入者の資格を取得した日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月の前月までの期間とする。

第 15 条 削 除

(最低積立基準額に関する経過措置)

第 16 条 削除

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、平成18年4月1日より施行する。

(加入者に関する経過措置)

第2条 平成18年4月1日（以下「施行日」という。）の前日において、加入者であって、施行日において、第39条に定める加入者の資格を有しない者については、施行日において加入者の資格を喪失するものとする。

2 施行日の前日において、株式会社UFJカード（所在地：東京都千代田区）に勤務していた者のうち、第39条に規定する加入者の資格を有する者は、施行日において加入するものとする。

3 前項の規定により加入者となった者の加入者期間は、株式会社UFJカードに使用されていた期間を通算するものとする。

4 昭和61年6月1日に旧基金の加入員となった者のうち、昭和61年5月31日において株式会社ビクターコンシューマークレジットに使用されていた者の当該使用されていた期間は加入者期間に合算するものとする。

5 平成11年4月1日に旧基金の加入員となった者のうち、平成11年3月31日においてインターリース株式会社に使用されていた者の当該使用されていた期間は加入者期間に合算するものとする。

(適格退職年金契約からの移行)

第3条 基金は、施行日の前日において株式会社UFJカードの事業主が実施していた適格退職年金契約に係る給付の支給に関する権利義務を承継するものとする。

2 基金の基金資産運用機関は、平成18年5月末日までに、当該適格退職年金契約に係る積立金の移換を受けるものとする。

3 施行日の前日において、当該適格退職年金の受給権を取得している者は、支給に関する権利義務が承継された給付について、基金の受給権者とする。

(基準給与に関する経過措置)

第4条 施行日の前日において加入者であった者にかかる基準給与は、第43条に規定する額に、施行日における変更前規約第43条第2項に規定する第2基準給与の額を加算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前項に掲げる者のうち平成17年9月30日において近畿日本信販株式会社又はエヌ・エス・ファイナンス株式会社に使用されていたものに係る基準給与は、前項に規定する額に次の各号のいずれかに規定する額を加算した額とする。

(1) 近畿日本信販株式会社に使用されていた者

平成17年10月1日に会社都合退職したとした場合に、その前日において効力を有する近畿日本信販株式会社退職金規定第2条により支給される額

(2) エヌ・エス・ファイナンス株式会社に使用されていた者

平成 17 年 10 月 1 日に会社都合退職したとした場合に、その前日において効力を有するエヌ・エス・ファイナンス株式会社退職金規定第 4 条により支給される額

- 3 附則第 2 条第 2 項の規定により加入者となった者の基準給与は、第 43 条に規定する額に、施行日の前日において効力を有する株式会社 U F J カードの事業主が実施していた適格退職年金契約の退職年金規程第 28 条に規定するポイント累計に、同第 29 条に規定するポイント単価を乗じて得た額を加算して得た額とする。

(老齢給付金に関する経過措置)

第 5 条 施行日の前日において加入者である者の第 1 標準年金額及び第 2 標準年金額は、第 47 条第 1 項及び第 2 項中「基準給与の額に加入者の資格を喪失したときの加入者期間及び退職事由に応じ別表第 2 に定める率を乗じて得た額」とあるのを「基準給与の額に加入者の資格を喪失したときの加入者期間及び退職事由に応じ別表第 2 に定める率を乗じて得た額と変更時基準額を合算した額」と読み替えるものとする。

- 2 施行日の前日において加入者である者の第 1 年金額及び第 2 年金額は、第 56 条第 2 項各号中「基準給与の額に加入者の資格を喪失したときの加入者期間及び退職事由に応じ別表第 2 に定める率を乗じて得た額」とあるのを「基準給与の額に加入者の資格を喪失したときの加入者期間及び退職事由に応じ別表第 2 に定める率を乗じて得た額と変更時基準額を合算した額」と読み替えるものとする。

- 3 前 2 項に規定する変更時基準額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 施行日の前日に加入者の資格を喪失したとした場合の、この規約の変更前の U F J ニコス企業年金基金規約（以下「変更前規約」という。）に基づき計算された施行日における第 1 標準年金額（以下「変更前規約に基づく第 1 標準年金額」という。）に 12.0844 を乗じて得た額に施行日の年齢に応じ附則別表第 6 に定める率を乗じて得た額
- (2) 別に定める退職金規程附則第 7 条に規定する額

(脱退一時金に関する経過措置)

第 6 条 施行日の前日において加入者である者の脱退一時金の額は、第 61 条中「基準給与の額に加入者の資格を喪失したときの加入者期間及び退職事由に応じ別表第 2 に定める率を乗じて得た額」とあるのを「基準給与の額に加入者の資格を喪失したときの加入者期間及び退職事由に応じ別表第 2 に定める率を乗じて得た額と変更時基準額を合算した額」と読み替えるものとする。

(遺族給付金に関する経過措置)

第 7 条 施行日の前日において加入者である者にかかる第 67 条第 1 号から第 4 号に規定する遺族給付金の額は、同条の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。

- (1) 第 67 条第 1 号に該当したとき

基準給与の額及び変更時基準額を合算した額

- (2) 第 67 条第 2 号に該当したとき

基準給与の額に加入者の資格を喪失したときの加入者期間及び退職事由に応じ別表第 2 に定める率を乗じて得た額と変更時基準額を合算した額

(3) 第 67 条第 3 号に該当したとき

基準給与の額に加入者の資格を喪失したときの加入者期間及び退職事由に応じ別表第 2 に定める率を乗じて得た額と変更時基準額を合算した額に支給の繰下げを行った期間に応じ別表第 8 に規定する率を乗じて得た額

(4) 第 67 条第 4 号に該当したとき

基準給与の額に加入者の資格を喪失したときの加入者期間及び退職事由に応じ別表第 2 に定める率を乗じて得た額と変更時基準額を合算した額に支給の繰下げを行った期間に応じ別表第 8 に規定する率を乗じて得た額に 100%から第 62 条第 2 項の選択割合を控除して得た率を乗じて得た額

(特例脱退一時金)

第 8 条 附則第 2 条第 1 項の規定により加入者の資格を喪失した者が、施行日において次の各号のいずれかに該当した場合にあっては、特例脱退一時金を支給する。

(1) 加入者期間 20 年未満であるとき

(2) 加入者期間 20 年以上である者が 60 歳未満であるとき

2 特例脱退一時金の額は、次の各号に掲げる事由に応じ当該各号に規定する額とする。

(1) 施行日において 59 歳以上の者

変更前規約に基づく第 1 標準年金額に 12.0844 を乗じて得た額

(2) 施行日において 59 歳未満の者

変更前規約に基づく第 1 標準年金額に 7.8171 を乗じて得た額に、施行日の年齢に応じて附則別表第 6 に定める率を乗じて得た額

3 第 1 項第 2 号に該当する特例脱退一時金の受給権者は、その者が 60 歳に達するまでの間、特例脱退一時金の支給の繰下げの申出をすることができる。

4 特例脱退一時金の支給の繰下げを行った場合の特例脱退一時金の額は、次の各号に掲げる事由に応じ当該各号に規定する額とする。

(1) 施行日において 59 歳以上の者

変更前規約に基づく第 1 標準年金額に 12.0844 を乗じて得た額

(2) 施行日において 59 歳未満の者

変更前規約に基づく第 1 標準年金額に 7.8171 を乗じて得た額に、一時金の支給の申出を行った年齢に応じて附則別表第 6 に定める率を乗じて得た額

5 特例脱退一時金の受給権は、次のいずれかに該当することとなったときは消滅する。

(1) 受給権者が死亡したとき

(2) 受給権者が特例老齢給付金の受給権を取得したとき

(3) 特例脱退一時金の全部の支給を受けたとき

(特例老齢給付金)

第 9 条 附則第 2 条第 1 項の規定により加入者の資格を喪失した加入者期間 20 年以上の者が 60 歳に達した場合にあっては、特例老齢給付金を支給する。

2 特例老齢給付金の額は、次の各号に掲げる事由に応じ当該各号に規定する額とする。

(1) 施行日において 59 歳以上の者

変更前規約に基づく第1標準年金額に12.0844を乗じて得た額を4.3671で除して得た額

(2) 施行日において59歳未満の者

変更前規約に基づく第1標準年金額に7.8171を乗じて得た額を4.3671で除して得た額

3 特例老齢給付金の受給権者は、その受給権を取得したとき又は第58条第1項各号に掲げる事由に該当した場合であって特例老齢給付金の支給を受けてから5年を経過する日までの間において、一時金を受けることができる。

4 前項の一時金の額は、特例老齢給付金の額に、特例老齢給付金の支給を受けていない期間に応じて附則別表第4に定める率を乗じて得た額とする。

5 特例老齢給付金の受給権は、次のいずれかに該当することとなったときは消滅する。

(1) 受給権者が死亡したとき

(2) 支給開始後5年を経過したとき

(3) 一時金として支給されたとき

(特例遺族給付金)

第10条 附則第2条第1項の規定により加入者の資格を喪失した者が、施行日以降次の各号のいずれかに該当した場合には、その者の遺族（遺族の範囲及び順位は第66条の規定による。以下同じ。）に特例遺族給付金を一時金として支給する。

(1) 附則第8条第3項の規定により特例脱退一時金の支給の繰下げを行っている者が死亡したとき

(2) 特例老齢給付金の受給権者であって、年金の支給開始後5年を経過していない者が死亡したとき

2 前項の一時金の額は、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 施行日において59歳以上の者が前項第1号に該当する場合

変更前規約に基づく第1標準年金額に12.0844を乗じて得た額

(2) 施行日において59歳未満の者が前項第1号に該当する場合

変更前規約に基づく第1標準年金額に7.8171を乗じて得た額に、死亡したときの年齢に応じて附則別表第6に定める率を乗じて得た額

(3) 前項第2号に該当する場合

特例老齢給付金の額に、特例老齢給付金の支給を受けていない期間に応じて附則別表第4に定める率を乗じて得た額

(経過第1標準年金額)

第11条 平成16年4月1日において変更前規約第39条に規定する第1加入者であった者及び第2加入者であった者で、施行日の前日までの日において加入者の資格を喪失している者にかかる変更前規約に基づく第1標準年金額は、本人の選択に基づき、当該給付に代えて、施行日の属する月（施行日において60歳未満の者については60歳に達した月）の翌月から経過第1標準年金額を支給するものとする。

2 経過第1標準年金額は、次の各号に掲げる事由に応じ当該各号に規定する額とする

(1) 施行日において 59 歳以上の者

変更前規約に基づく第 1 標準年金額に 12.0844 を乗じて得た額を 4.3671 で除して得た額

(2) 施行日において 59 歳未満の者

変更前規約に基づく第 1 標準年金額に 7.8171 を乗じて得た額を 4.3671 で除して得た額

3 経過第 1 標準年金額の受給権者は、その受給権を取得したとき又は第 58 条第 1 項各号に掲げる事由に該当した場合であって経過第 1 標準年金額の支給を受けてから 5 年を経過する日までの間において、一時金を受けることができる。

4 前項の一時金の額は、次の各号に規定事由に応じ当該各号に規定する額とする。

(1) 施行日において 59 歳以上の者であって経過第 1 標準年金額の支給を受けていない者

変更前規約に基づく第 1 標準年金額に 12.0844 を乗じて得た額

(2) 施行日において 59 歳未満の者であって経過第 1 標準年金額の支給を受けていない者

変更前規約に基づく第 1 標準年金額に 7.8171 を乗じて得た額に、一時金の支給の申出を行った年齢に応じて附則別表第 6 に定める率を乗じて得た額

(3) 経過第 1 標準年金額の支給を受けている者

経過第 1 標準年金額に、経過第 1 標準年金額の支給を受けていない期間に応じて附則別表第 4 に定める率を乗じて得た額

5 経過第 1 標準年金額の受給権は、次のいずれかに該当することとなったときは消滅する。

(1) 受給権者が死亡したとき

(2) 支給開始後 5 年を経過したとき

(3) 一時金として支給されたとき

(経過遺族給付金)

第 12 条 前条の経過第 1 標準年金額の受給権者が支給開始後 5 年を経過するまでに死亡したときは、その者の遺族に経過遺族給付金を支給する。

2 経過遺族給付金の額は次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。

(1) 施行日において 59 歳以上の者であって経過第 1 標準年金額の支給を受けていない者が死亡したとき

変更前規約に基づく第 1 標準年金額に 12.0844 を乗じて得た額

(2) 施行日において 59 歳未満の者であって経過第 1 標準年金額の支給を受けていない者が死亡したとき

変更前規約に基づく第 1 標準年金額に 7.8171 を乗じて得た額に、死亡したときの年齢に応じて附則別表第 6 に定める率を乗じて得た額

(3) 経過第 1 標準年金額の支給を受けてから 5 年を経過する日までの間に死亡した場合

経過第 1 標準年金額に、経過第 1 標準年金額の支給を受けていない期間に応じて附則別表第 4 に定める率を乗じて得た額

(最低保全給付に関する経過措置)

第 13 条 施行日の前日において加入者であった者に係る最低積立基準額は、第 78 条第 3 項

各号中「基準日の翌日の基準給与に、自己都合退職したとした場合の別表第2に規定する率を乗じて得た額」とあるのは「基準日の翌日の基準給与に、自己都合退職したとした場合の別表第2に規定する率を乗じて得た額に変更時基準額を合算した額」と、「基準日以降標準資格喪失日までの間の職務ポイント及び職能ポイント（基準日時点の職務ポイント及び職能ポイントとする。）の累計にポイント単価を乗じて得た額に基準日時点の基準給与を加算して算出される標準資格喪失日時点の基準給与」とあるのは「基準日以降標準資格喪失日までの間の職務ポイント及び職能ポイント（基準日時点の職務ポイント及び職能ポイントとする。）の累計にポイント単価を乗じて得た額に基準日時点の基準給与を加算して算出される標準資格喪失日時点の基準給与に変更時基準額を合算した額」と読み替えるものとする。

- 2 第78条第3項第4号及び第5号のうち、附則第3条に規定する適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継することにより増加することとなる最低保全給付については、同各号の規定に基づき計算した最低保全給付から、この規約の施行日前の期間に係る給付の額に平成14年4月1日から当該事業年度の末日までの年数（その期間に1年に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てるものとする。）を15から減じた数（当該数が零未満となる場合にあつては零とする。）を15で除して得た数を乗じて得た額を控除するものとする。

（給付に関する経過措置）

第14条 施行日において、変更前規約による給付を受ける権利を有する者にかかる年金給付及び一時金給付については、なお従前の例による。

（掛金に関する経過措置）

第15条 平成18年3月以前の月にかかる掛金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

(厚生年金基金の権利義務を承継した中途脱退者に関する経過措置)

第2条 平成17年10月1日前に、この規約による変更前のUFJニコス企業年金基金規約附則第12条第1項に規定する者に係る脱退一時金相当額の交付（ただし、平成18年2月前までに当該交付が行われる場合に限る。）については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

(加入者に関する経過措置)

第2条 平成18年10月1日にUFJニコス株式会社と協同クレジットサービス株式会社が合併したことに伴い、協同クレジットサービス株式会社からUFJニコス株式会社に転籍した社員は、この規約の施行日（以下「施行日」という。）に加入者の資格を取得する。ただし、休職中の者は、休職期間が終了した日の翌日に加入者の資格を取得する。

2 施行日にUFJニコス株式会社と株式会社ディーシーカードが合併したことに伴い、株式会社ディーシーカードからUFJニコス株式会社に転籍した社員は、施行日に加入者の資格を取得する。ただし、休職中の者は、休職期間が終了した日の翌日に加入者の資格を取得する。

3 前2項に該当する者に係る加入者期間は、協同クレジットサービス株式会社又は株式会社ディーシーカードに使用されるに至った日から施行日の前日までの期間（ただし、休職中の期間を除く。）を通算するものとする。

(適格退職年金契約からの移行)

第3条 基金は、施行日の前日において事業主が実施していた適格退職年金契約（旧協同クレジットサービス株式会社に使用されていた者を対象とした適格退職年金契約をいう。）及び株式会社ディーシーカードが実施していた適格退職年金契約に係る給付の支給に関する権利義務を承継するものとする。

2 基金は、平成19年5月末までに、当該各適格退職年金契約に係る積立金の移換を受けるものとする。

3 当該各適格退職年金契約に係る受給権者は、基金の受給権者とし、なお当該各適格退職年金契約に係る規約の例により給付（受給権者の遺族に支給すべき給付がある場合は当該給付を含む。）の支給を行う。ただし、年金給付の支払日（金額の区分及び支払期月を含む。）は、第50条第1項の規定による。

(基準給与に関する経過措置)

第4条 この附則第2条第1項に該当する者に係る基準給与は、第43条に規定する額に、施行日の前日に会社都合退職したとした場合に退職金規程第14条により支給される額を加算した額とする。

2 この附則第2条第2項に該当する者に係る基準給与は、第43条に規定する額に、施行日の前日において効力を有する株式会社ディーシーカードの退職慰労金支給規程第2条により算定される施行日前日現在の累計ポイントにポイント単価（10,000円とする。）を乗じて得た額を加算した額とする。

(給付に関する経過措置)

第5条 この附則第2条第1項に該当する者が、平成20年3月末日までに加入者の資格を喪失した場合に、第1標準年金額及び第2標準年金額並びに給付の額の計算において別表第2(退職事由別乗率表)を適用する場合にあっては、同表A欄中「0.7」とあるのは「0.8」と、「0.9」とあるのは「1.0」とする。

2 この附則第2条第2項に該当する者が、平成22年3月末日までに加入者の資格を喪失した場合に、第1標準年金額及び第2標準年金額並びに給付の額の計算において別表第2(退職事由別乗率表)を適用する場合にあっては、同表A欄中「0.0」とあるのは「0.4」とする。

(掛金に関する経過措置)

第6条 平成19年3月以前の月に係る掛金は、なお従前の例による。

(最低保全給付に関する経過措置)

第7条 第78条第3項第4号及び第5号の最低保全給付については、同各号の規定に基づき計算した最低保全給付から、適格退職年金契約から権利義務を承継することにより増加した最低保全給付の額に平成14年4月1日から基準日までの年数(1年に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てるものとする。)を15から減じた数(当該が零未満となる場合にあつては零とする。)を15で除して得た数を乗じて得た額を控除するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(等級ポイントの累計に関する経過措置)

第2条 平成20年3月末日において加入者又は加入者であった者に係る同日現在における等級ポイントの累計は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成22年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成22年3月31日までの月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成20年10月29日（以下適用日という）より適用する。

(給付に係る経過措置)

第2条 適用日前に受給権を有する者に係る給付の内容については従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成24年4月1日から施行する。

(基準給与に関する経過措置)

第2条 平成24年3月末日において加入者である者、及び第41条第6号に該当し、施行日の前日において第62条第1項の規定により脱退一時金の支給を繰り下げている者(当該者が再加入者となり、第42条第2項の規定により前後の加入者期間を合算した場合に限る。以下この条において「休職者」という。)に係る基準給与は、第43条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 平成24年4月1日に三菱UFJニコス株式会社が実施する企業型年金(確定拠出企業年金法第2条第2項に規定する企業型年金をいう。以下同じ。)の加入者となる者

次のイからハまでに掲げる額を合算した額

イ この規約による変更前の三菱UFJニコス企業年金基金規約(以下この条において「変更前規約」という。)に規定する平成24年3月末日(休職者にあつては加入者の資格を喪失した日)現在における基準給与の額

ロ 平成24年4月1日以降に付与されたポイントの累計にポイント単価及び0.7を乗じて得た額

ハ 退職金規程附則第20条の規定により加算される同規程附則別表第3に規定する額

(2) 平成24年4月1日に三菱UFJニコス株式会社が実施する企業型年金に加入しないことを選択した者

変更前規約に規定する基準給与の額(変更前規約第43条第1項中「退職金規程(平成20年4月1日現在効力を有する三菱UFJニコス株式会社の退職金規程をいう。以下同じ。)第13条」とあるのは「退職金規程(平成26年4月1日現在効力を有する三菱UFJニコス株式会社の退職金規程をいう。以下同じ。)第12条及び第14条」に、同規約中「等級ポイント」とあるのは「職務ポイント及び職能ポイント」に読み替える。)

2 前項のポイント単価は、1,000円とする。

(給付に関する経過措置)

第3条 平成24年3月末日において受給権を有する者(加入者を除く。)に係る給付(その者の遺族に係る給付を含む。)の内容については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第4条 平成24年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

(非継続基準の財政検証に関する経過措置)

第2条 事業年度の末日が平成30年3月30日までの間の各事業年度の決算における法第63条の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、第78条第1項の規定にかかわらず、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成24年1月31日厚生労働省令第13号）附則第4条の規定によるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(資格取得の時期及び加入者期間に関する経過措置)

第2条 施行日にMUニコス・ビジネスサービス株式会社の社員である者であって、第39条に規定する加入者の資格を有するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

2 前項の規定により基金の加入者となった者(以下「経過措置加入者」という。)については、第42条の規定にかかわらず、MUニコス・ビジネスサービス株式会社の退職金規程に規定する施行日の前日までの勤続年月数を、同条に規定する加入者期間に算入する。

(基準給与に関する経過措置)

第3条 経過措置加入者に係る基準給与は、第43条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 平成26年4月1日にMUニコス・ビジネスサービス株式会社が実施する企業型年金の加入者となる者

次のア及びイに掲げる額を合算した額

ア MUニコス・ビジネスサービス株式会社の退職金規程付則第3条に規定する移行ポイントにポイント単価を乗じて得た額

イ 平成26年4月1日以降に付与された職能ポイント及び職務ポイントの累計にポイント単価及び0.7を乗じて得た額

(2) 平成26年4月1日にMUニコス・ビジネスサービス株式会社が実施する企業型年金に加入しないことを選択した者

次のア及びイに掲げる額を合算した額

ア MUニコス・ビジネスサービス株式会社の退職金規程付則第3条に規定する移行ポイントにポイント単価を乗じて得た額

イ 平成26年4月1日以降に付与された職能ポイント及び職務ポイントの累計にポイント単価を乗じて得た額

2 前項のポイント単価は、1,000円とする。

(ポイントの累計に関する経過措置)

第4条 平成26年3月末日において加入者又は加入者であった者に係る同日現在におけるポイントの累計は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成26年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成27年7月24日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(連合会に関する経過措置)

第3条 第2条 第92条の2第1項第2号に規定する連合会は、平成25年度改正法附則第70条に規定する連合会の設立までの間、同法附則第3条第13号に規定する存続連合会とする。

附 則

この規約は、平成28年7月26日から施行し、平成28年7月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成29年3月27日から施行し、平成28年7月1日から適用する。

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和2年3月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 令和元年10月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和2年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(資格取得の時期及び加入者期間に関する経過措置)

第2条 施行日に三菱UFJニコス株式会社が実施事業所であるMUニコス・ビジネスサービス株式会社を合併したことに伴い、MUニコス・ビジネスサービス株式会社から三菱UFJニコス株式会社へ転籍した者であって、第39条に規定する加入者の資格を有するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

2 前項の規定により本制度の加入者となった者（以下「経過措置加入者」という。）については、第42条の規定にかかわらず、MUニコス・ビジネスサービス株式会社における加入者期間を、第42条に規定する加入者期間に算入する。

3 経過措置加入者のうち、施行日において休職中の者については、同日に加入者の資格を喪失する。

4 前項の規定により加入者の資格を喪失し第60条に係る脱退一時金の受給権者となった者については、第41条第6号に該当したものとみなして第62条の規定を適用する。

(基準給与に関する経過措置)

第3条 経過措置加入者に係る基準給与は、第43条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 平成26年4月1日にMUニコス・ビジネスサービス株式会社が実施した企業型年金の加入者となった者

次のア及びイに掲げる額を合算した額

ア 施行日において効力を有する三菱UFJニコス株式会社の退職金規程附則第21条第3項に規定する移行ポイントにポイント単価を乗じて得た額

イ 施行日以降に付与された職能ポイント及び職務ポイントの累計にポイント単価及び0.7を乗じて得た額

(2) 平成26年4月1日にMUニコス・ビジネスサービス株式会社が実施した企業型年金に加入しないことを選択した者

次のア及びイに掲げる額を合算した額

ア 施行日において効力を有する三菱UFJニコス株式会社の退職金規程附則第21条第4項に規定する移行ポイントにポイント単価を乗じて得た額

イ 施行日以降に付与された職能ポイント及び職務ポイントの累計にポイント単価を乗じて得た額

2 前項のポイント単価は、1,000円とする。

附則別表第 1

生年月日	男子	女子
昭和 28 年 4 月 1 日までに生まれた者	60 歳	60 歳
昭和 28 年 4 月 2 日から昭和 30 年 4 月 1 日までに生まれた者	61 歳	60 歳
昭和 30 年 4 月 2 日から昭和 32 年 4 月 1 日までに生まれた者	62 歳	60 歳
昭和 32 年 4 月 2 日から昭和 33 年 4 月 1 日までに生まれた者	63 歳	60 歳
昭和 33 年 4 月 2 日から昭和 34 年 4 月 1 日までに生まれた者	63 歳	61 歳
昭和 34 年 4 月 2 日から昭和 35 年 4 月 1 日までに生まれた者	64 歳	61 歳
昭和 35 年 4 月 2 日から昭和 36 年 4 月 1 日までに生まれた者	64 歳	62 歳
昭和 36 年 4 月 2 日から昭和 37 年 4 月 1 日までに生まれた者	65 歳	62 歳
昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 39 年 4 月 1 日までに生まれた者	65 歳	63 歳
昭和 39 年 4 月 2 日から昭和 41 年 4 月 1 日までに生まれた者	65 歳	64 歳
昭和 41 年 4 月 2 日以降生まれた者	65 歳	65 歳

附則別表第2

(65歳未満)

利率 5.5%

年齢	特例支給開始年齢					
	60	61	62	63	64	65
60歳まで	2.767	2.546	2.338	2.144	1.961	1.790
61歳	2.710	2.710	2.489	2.282	2.088	1.906
62	2.652	2.652	2.652	2.431	2.224	2.031
63	2.593	2.593	2.593	2.593	2.373	2.166
64	2.533	2.533	2.533	2.533	2.533	2.313

(65歳以上)

利率 5.5%

年齢	率	年齢	率
65歳	2.472	86歳	1.063
66	2.409	87	1.011
67	2.344	88	0.962
68	2.278	89	0.915
69	2.210	90	0.870
70	2.140	91	0.828
71	2.070	92	0.788
72	1.999	93	0.750
73	1.927	94	0.713
74	1.855	95	0.678
75	1.782	96	0.645
76	1.710	97	0.614
77	1.638	98	0.585
78	1.567	99	0.557
79	1.498	100	0.532
80	1.430	101	0.507
81	1.363	102	0.484
82	1.298	103	0.461
83	1.236	104	0.440
84	1.176	105	0.418
85	1.118	106	0.396

(注) 年齢に1歳未満の端数が生じた場合のA歳Bヶ月の乗率は、次の算式により計算し、小数点以下第4位未満を四捨五入する。

$$A歳Bヶ月の乗率 = A歳の乗率 + \{ (A + 1)歳の乗率 - A歳の乗率 \} \times B \div 12$$

附則別表第3

利率 5.5%

年齢	率	年齢	率
15 歳	0.3925	38 歳	1.3447
16	0.4141	39	1.4187
17	0.4369	40	1.4967
18	0.4609	41	1.5791
19	0.4862	42	1.6659
20	0.5130	43	1.7575
21	0.5412	44	1.8542
22	0.5710	45	1.9562
23	0.6024	46	2.0638
24	0.6355	47	2.1773
25	0.6704	48	2.2970
26	0.7073	49	2.4233
27	0.7462	50	2.5566
28	0.7873	51	2.6972
29	0.8306	52	2.8456
30	0.8762	53	3.0021
31	0.9244	54	3.1672
32	0.9753	55	3.3414
33	1.0289	56	3.5252
34	1.0855	57	3.7191
35	1.1452	58	3.9236
36	1.2082	59	4.1394
37	1.2746	60 歳以上	4.3671

(注) 年齢に1歳未満の端数が生じた場合のA歳Bヶ月の乗率は、次の算式により計算し、小数点以下第4位未満を四捨五入する。

$$A \text{ 歳 } B \text{ ヶ月の乗率} = A \text{ 歳の乗率} + \{ (A + 1) \text{ 歳の乗率} - A \text{ 歳の乗率} \} \times B \div 12$$

附則別表第4

利率 5.5%

支給を受けていない期間	率
5 年	4.3671
4	3.5846
3	2.7591
2	1.8882
1	0.9694
0	0.0000

(注) 期間に1年未満の端数が生じた場合のA年Bヶ月の乗率は、次の算式により計算し、小数点以下第4位未満を四捨五入する。

$$A \text{ 年 } B \text{ ヶ月の乗率} = A \text{ 年の乗率} + \{ (A + 1) \text{ 年の乗率} - A \text{ 年の乗率} \} \times B \div 12$$

附則別表第5

選択時又は死亡 時の年齢	特例支給開始年齢				
	61歳	62	63	64	65
18歳	0.1023	0.1993	0.2912	0.3783	0.4609
19	0.1079	0.2102	0.3072	0.3991	0.4862
20	0.1139	0.2218	0.3241	0.4211	0.5130
21	0.1201	0.2340	0.3419	0.4442	0.5412
22	0.1267	0.2469	0.3607	0.4687	0.5710
23	0.1337	0.2604	0.3806	0.4944	0.6024
24	0.1411	0.2748	0.4015	0.5216	0.6355
25	0.1488	0.2899	0.4236	0.5503	0.6704
26	0.1570	0.3058	0.4469	0.5806	0.7073
27	0.1656	0.3226	0.4715	0.6125	0.7462
28	0.1747	0.3404	0.4974	0.6462	0.7873
29	0.1844	0.3591	0.5247	0.6817	0.8306
30	0.1945	0.3789	0.5536	0.7192	0.8762
31	0.2052	0.3997	0.5840	0.7588	0.9244
32	0.2165	0.4217	0.6162	0.8005	0.9753
33	0.2284	0.4449	0.6501	0.8446	1.0289
34	0.2409	0.4693	0.6858	0.8910	1.0855
35	0.2542	0.4951	0.7235	0.9400	1.1452
36	0.2682	0.5224	0.7633	0.9917	1.2082
37	0.2829	0.5511	0.8053	1.0463	1.2746
38	0.2985	0.5814	0.8496	1.1038	1.3448
39	0.3149	0.6134	0.8963	1.1645	1.4187
40	0.3322	0.6471	0.9456	1.2286	1.4967
41	0.3505	0.6827	0.9976	1.2961	1.5791
42	0.3698	0.7203	1.0525	1.3674	1.6659
43	0.3901	0.7599	1.1104	1.4426	1.7575
44	0.4116	0.8017	1.1715	1.5220	1.8542
45	0.4342	0.8458	1.2359	1.6057	1.9562
46	0.4581	0.8923	1.3039	1.6940	2.0638
47	0.4833	0.9414	1.3756	1.7872	2.1773
48	0.5099	0.9932	1.4512	1.8855	2.2970
49	0.5379	1.0478	1.5311	1.9892	2.4234
50	0.5675	1.1054	1.6153	2.0986	2.5566
51	0.5987	1.1662	1.7041	2.2140	2.6973
52	0.6316	1.2303	1.7978	2.3357	2.8456
53	0.6664	1.2980	1.8967	2.4642	3.0021
54	0.7030	1.3694	2.0010	2.5997	3.1672
55	0.7417	1.4447	2.1111	2.7427	3.3414
56	0.7825	1.5242	2.2272	2.8936	3.5252
57	0.8255	1.6080	2.3497	3.0527	3.7191
58	0.8709	1.6964	2.4789	3.2206	3.9237
59	0.9188	1.7898	2.6153	3.3978	4.1395
60	0.9694	1.8882	2.7591	3.5846	4.3671
61	0.0000	0.9694	1.8882	2.7591	3.5846
62		0.0000	0.9694	1.8882	2.7591
63			0.0000	0.9694	1.8882
64				0.0000	0.9694
65					0.0000

(注) A歳Bヵ月の場合の率 (小数点以下第5位四捨五入)

$$= A歳の率 + \{(A + 1)歳の率 - A歳の率\} \times B / 12$$

附則別表第6

年齢	率	年齢	率
15 歳	0.0899	38 歳	0.3079
16	0.0948	39	0.3249
17	0.1000	40	0.3427
18	0.1055	41	0.3616
19	0.1113	42	0.3815
20	0.1175	43	0.4024
21	0.1239	44	0.4246
22	0.1307	45	0.4479
23	0.1379	46	0.4726
24	0.1455	47	0.4986
25	0.1535	48	0.5260
26	0.1620	49	0.5549
27	0.1709	50	0.5854
28	0.1803	51	0.6176
29	0.1902	52	0.6516
30	0.2006	53	0.6874
31	0.2117	54	0.7252
32	0.2233	55	0.7651
33	0.2356	56	0.8072
34	0.2486	57	0.8516
35	0.2622	58	0.8985
36	0.2767	59	0.9479
37	0.2919	60	1.0000

(注) Y歳Mヵ月の場合の率 (小数点以下第5位四捨五入)

= Y歳の率 + {(Y + 1) 歳の率 - Y歳の率} × M ÷ 12

別表第1

実施事業所の名称

名称	所在地
三菱UFJニコス株式会社	東京都文京区

別表第2

退職事由別乗率表

加入者期間	A	B
1年以上3年未満	0.0	1.0
3年以上5年未満	0.7	1.0
5年以上10年未満	0.8	1.0
10年以上15年未満	0.9	1.0
15年以上	1.0	1.0

A：自己都合退職によるとき

B：自己都合退職以外によるとき

別表第3

繰下げ乗率表

年齢	乗率	年齢	乗率
35歳	1.4509	48歳	1.1956
36	1.4295	49	1.1779
37	1.4084	50	1.1605
38	1.3876	51	1.1434
39	1.3671	52	1.1265
40	1.3469	53	1.1098
41	1.3270	54	1.0934
42	1.3073	55	1.0773
43	1.2880	56	1.0614
44	1.2690	57	1.0457
45	1.2502	58	1.0302
46	1.2318	59	1.0150
47	1.2136	60	1.0000

Y歳Mヵ月の場合の率（小数点以下第5位四捨五入）

= Y歳の率 + {(Y + 1)歳の率 - Y歳の率} × M ÷ 12

別表第4

年金現価率表（第1標準年金額・第1年金額）

予定 利率	率	予定 利率	率
1.5%	17.2756	3.6%	14.2945
1.6%	17.1136	3.7%	14.1723
1.7%	16.9537	3.8%	14.0517
1.8%	16.7961	3.9%	13.9326
1.9%	16.6406	4.0%	13.8151
2.0%	16.4872	4.1%	13.6991
2.1%	16.3359	4.2%	13.5846
2.2%	16.1866	4.3%	13.4715
2.3%	16.0394	4.4%	13.3599
2.4%	15.8941	4.5%	13.2497
2.5%	15.7508	4.6%	13.1410
2.6%	15.6094	4.7%	13.0336
2.7%	15.4699	4.8%	12.9275
2.8%	15.3322	4.9%	12.8228
2.9%	15.1964	5.0%	12.7194
3.0%	15.0624	5.1%	12.6173
3.1%	14.9301	5.2%	12.5164
3.2%	14.7996	5.3%	12.4169
3.3%	14.6708	5.4%	12.3185
3.4%	14.5437	5.5%	12.2214
3.5%	14.4183		

別表第5

年金現価率表（第2標準年金額・第2年金額）

予定 利率	率	予定 利率	率
1.5%	9.2797	3.6%	8.3981
1.6%	9.2345	3.7%	8.3594
1.7%	9.1897	3.8%	8.3210
1.8%	9.1452	3.9%	8.2829
1.9%	9.1010	4.0%	8.2450
2.0%	9.0572	4.1%	8.2075
2.1%	9.0136	4.2%	8.1702
2.2%	8.9705	4.3%	8.1331
2.3%	8.9276	4.4%	8.0963
2.4%	8.8850	4.5%	8.0598
2.5%	8.8428	4.6%	8.0236
2.6%	8.8009	4.7%	7.9876
2.7%	8.7592	4.8%	7.9518
2.8%	8.7179	4.9%	7.9163
2.9%	8.6769	5.0%	7.8811
3.0%	8.6362	5.1%	7.8461
3.1%	8.5958	5.2%	7.8113
3.2%	8.5557	5.3%	7.7768
3.3%	8.5159	5.4%	7.7426
3.4%	8.4763	5.5%	7.7086
3.50%	8.4371		

別表第6

支給開始年齢別乗率表

支給開始年齢	乗率
60 歳	1.0000
61	1.0150
62	1.0302
63	1.0457
64	1.0614
65	1.0773

Y歳Mヵ月の場合の率（小数点以下第5位四捨五入）
 $= Y\text{歳の率} + \{(Y + 1)\text{歳の率} - Y\text{歳の率}\} \times M \div 12$

別表第7

年金に代えて支給する一時金・遺族給付乗率表

期間	率	期間	率
0年	0.0000	11年	10.1339
1	0.9914	12	10.9755
2	1.9681	13	11.8046
3	2.9303	14	12.6216
4	3.8784	15	13.4264
5	4.8124	16	14.2193
6	5.7327	17	15.0006
7	6.6393	18	15.7702
8	7.5326	19	16.5285
9	8.4126	20	17.2756
10	9.2797		

Y歳Mヵ月の場合の率（小数点以下第5位四捨五入）
 $= Y\text{歳の率} + \{(Y + 1)\text{歳の率} - Y\text{歳の率}\} \times M \div 12$

別表第8

繰下げ乗率

期間	率	期間	率
0年	1.0000	13年	1.2136
1	1.0150	14	1.2318
2	1.0302	15	1.2502
3	1.0457	16	1.2690
4	1.0614	17	1.2880
5	1.0773	18	1.3073
6	1.0934	19	1.3270
7	1.1098	20	1.3469
8	1.1265	21	1.3671
9	1.1434	22	1.3876
10	1.1605	23	1.4084
11	1.1779	24	1.4295
12	1.1956	25	1.4509

Y歳Mヵ月の場合の率（小数点以下第5位四捨五入）
 $= Y\text{歳の率} + \{(Y + 1)\text{歳の率} - Y\text{歳の率}\} \times M \div 12$